

野洲市総合計画・総合戦略評価委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、野洲市附属機関設置条例（平成30年野洲市条例第1号）第8条の規定に基づき、野洲市総合計画・総合戦略評価委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

(委員長及び副委員長)

第2条 委員会に委員長及び副委員長をそれぞれ1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議等)

第3条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければこれを開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 委員長は、会議の議事に関し必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴き、又は関係資料等の提出を求めることができる。

(庶務)

第4条 委員会の庶務は、政策調整部企画調整課において処理する。

(その他)

第5条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

付 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。